

## 法人事業税の税率の改正に伴う負担変動の軽減措置が設けられます

～平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度～  
 (対象法人：資本金1億円超の普通法人)

外形標準課税の拡大により負担増となる法人(欠損法人、事業規模に比して所得が小さい法人)のうち、事業規模が一定以下の法人について、3年間、負担増を軽減する経過措置が講じられました。

付加価値額30億円以下の法人

負担増となる額の

$$\left[ \begin{array}{l} \text{平成28年度(注)} \quad 3 / 4 \\ \text{平成29年度(注)} \quad 2 / 4 \\ \text{平成30年度(注)} \quad 1 / 4 \end{array} \right]$$
 を軽減

付加価値額30億円超40億円未満の法人

負担増となる額に上記の各年度の軽減率を乗じた額に、  
 付加価値額に応じて1から0までの間の率を乗じた額を軽減

(注)平成28年度・・・平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度  
 平成29年度・・・平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度  
 平成30年度・・・平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度

### 【措置のイメージ(平成28年度)】

